



おぎわら ひろこ
荻原博子さんプロフィール

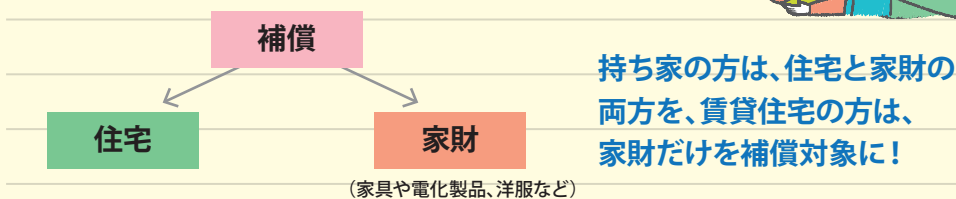
長野県生まれの経済ジャーナリスト。むずかしい経済の仕組みを、わかりやすく解説する達人。モットーは「借金減らして現金増やせ」。近著に『グレート老後 人生100年時代の節約術』（毎日新聞出版）、『老前破産』（朝日新書）など多数。

公的支援は、当座の助け。
生活再建には、保険の“備え”を。

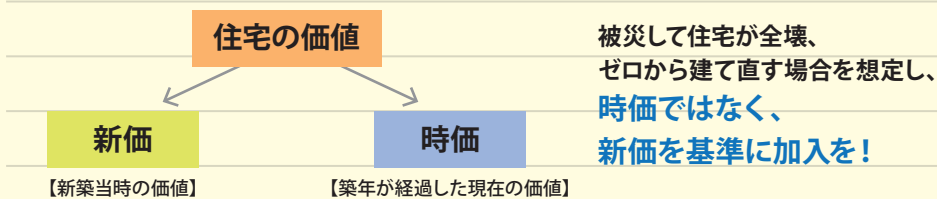
マネー
格言

火災保険の見直しポイント

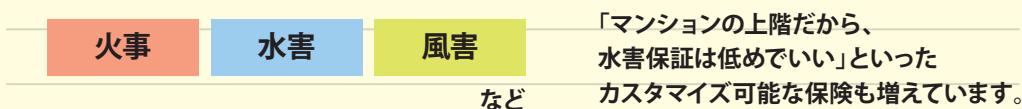
1 補償の対象を決める



2 住宅の価値は「新価」か「時価」か



3 補償の範囲を考える



地震による被害には 地震保険が必要です

災害と聞くと、真っ先に地震を思い浮かべる方も多いと思います。大きな地震は、火災や津波による被害を引き起こすことがあります。しかし、これらは火災保険では補償されません。地震が原因となる被害は、主に地震保険で補償されるものです。

ただ、大型地震は、被害が広範囲に及ぶので、地震保険の保険料は高く設定されています。そのため、加入者は全世帯の約3割と、決して多くはありません。

しかし、日本は地震列島です。どこで巨大地震が起きても不思議ではありません。地震に対する“備え”もぜひ検討してください。具体的にどう備えればいいのかは、次回のメールマガジンで考えていきましょう。

ほとんどのの方が火災保険に加入されていると思います。

しかし、「なぜこの保険を選んだのか」を説明できる方は少ないのではないのでしょうか。「保険はむずかしい」という先入観から、「勧められるままに加入した」方もいるかもしれません。上図を参考にポイントを整理すると、わかりやすくなりますよ。

メールマガジン会員募集中！

保険に関する身近な情報をはじめ、提携施設の期間限定キャンペーンなど、お得な情報を充実したラインナップでお届けします！ご登録がお済みでない方はこの機会にご登録ください。

アドレス http://yuseifukushi.or.jp/jp_member/mailmag/

スマホは、
こちら



今回は、災害に対する備えを考えます。
災害に見舞われたとき、生活を建て直すために必要な“備え”とは？



皆さんは、近年、異常気象による、自然災害が増えているように感じませんか？

普段よく耳にする気象用語からも、気象の変化がうかがえます。たとえば、「ゲリラ豪雨」は、2006年頃から、局地的な集中豪雨を表す言葉として使われ始めました。2008年に豪雨災害が続いたことで広く浸透し、同年の新語・流行語大賞のトップ10にも選ばれています。「爆弾低気圧」なども同様で、新語だと思えないくらい、一般化しています。

また、気象の変化は、データからも明らかです。気象庁は、1時間に50ミリ以上の雨が降る「短時間豪雨」が増えていると発表しました（2017年）。アメダスでの測定を始めたのは約40年前ですが、当時の10年間と直近の10年間を比べると、短時間豪雨の年間発生回数は約1.4倍に増えています。

異常気象は、時に災害へとつながります。どこで災害が起ころうとも、誰が被害を受けても不思議ではありません。私たちはみんな、災害と隣り合っていて生きています。

増える自然災害

被災したときの 公的支援は？

万が一の場合、どんな公的支援があるのかを、あらかじめ知っておきましょう。

災害が起きた場合に受けられる経済的支援は、主に2つあります。

1つ目は、「被災者生活再建支援法」による救済です。これは、市町村を単位として10世帯以上の住宅が全壊するなど、大規模な災害が起きたときに適用されます。

支援金は、住宅損壊の程度と再建方法で決まります（下表参照）。たとえば、住宅が全壊なら100万円。住宅を建て直すなら200万円。合わせて、最大300万円が支給されます。支援金は使い道の制限がなく、被災当初の生活を支える資金と考えられています。

2つ目は、税金の免除です。災害減免法による控除、あるいは、雑損控除のどちらか有利なほうを選んで利用できます。

これは平たく言うところ「大変な状況だから、税金を減らしましょう」というもの。被災したときには忘れずに確定申告をしましょう。

ただし、残念ながら、いずれも住宅が再建できるほどの金額とはいえません。万が一のためには、自分で備えることが必要です。

被災者生活再建支援法で、受け取れる支援金

1 住宅の被害の程度による支援金

全壊	半壊後、解体	居住不能で長期避難	大規模半壊
100万円	100万円	100万円	50万円

2 再建方法による支援金

再建・購入	補修	賃借
200万円	100万円	50万円



自然災害の“備え”は 火災保険で

火災や風雪水害などへの備えは、主に火災保険で行います。住宅ローンの借り入れや賃貸契約でも必須とされることが多いので、

“備え”あつての安心ライフ

監修 荻原博子

